

## 8. カンボジア・アンコール遺跡群における文化遺産地域の保全手法

- 途上国における世界遺産登録を契機とした文化遺産地域の保全手法に関する事例報告 -

The methodology of conservation for cultural heritage areas in Angkor, Cambodia

- The case study on the methodology of conservation for cultural heritage areas by world heritage inscription in developing countries -

森朋子 1\*・黒瀬武史 2\*\*

Tomoko Mori 1\*, Takefumi Kurose 2\*\*

This paper aims to clarify the methodology of conservation for cultural heritage areas in Angkor, Cambodia, as one of well-known world cultural heritage sites, proceeded by UNESCO in Asian developing countries through the review of conservation methods from management to regulation with its chronological background by literature reviews and hearing from APSARA, which is in charge of management in Angkor. The study arranged the method to the figure (Fig.9) to solve conservation issue under land use control and building permission; however, it is based on the site control against illegal activities by APSARA. Today APSARA shifts to work with local residents for sustainable development to conserve cultural heritage areas with them.

**Keywords:** World cultural heritage, Developing country, Conservation, Buffer zone, Angkor  
世界文化遺産、途上国、保全、バッファーゾーン、アンコール遺跡

### 1 はじめに

#### 1.1 背景・目的・方法

国際連合教育科学文化機関（以下、ユネスコ）は、第2次世界大戦後の1945年、政治的立場を超えた国際的な文化協力を目的とした国際知的協力委員会の後身として設立され、1972年には、「世界遺産条約」の制定と「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」をおこない、現在の世界遺産登録数は千件近くになった。一方では、1994年の世界遺産委員会において、登録遺産のヨーロッパへの集中に対し西洋中心主義との批判を受け、「グローバル・ストラテジー」が採用され、地域間格差の解消に向け、特に途上国からの登録推薦を増やすことが課題になっている<sup>1)</sup>。これらの背景から、途上国においては、世界遺産リストへの登録を契機に適切な保護手段を講じることを途上国政府に要請するなど、ユネスコが文化遺産保全を主導している。

2012年には、条約採択40周年を記念し、「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」がテーマとされ、その最終会合が京都で開催された<sup>2)</sup>。近年の世界遺産を取り巻く国際議論は、遺産の保存からさらに未来に向けた「持続可能」な地域社会の開発へ射程をひろげており、文化遺産を持つ地域では、遺産の保存と共に、観光や地域開発を視野に入れた総合的な保全計画が必要とされる。特に開発の目覚ましいアジアの途上国においては、「グローバル・ストラテジー」の下、世界遺産登録を契機に、遺産の保存と地域の保全を両輪とする計画立案が必要とされると考えられる。本稿は、世界遺産と世界遺産で設定されるバッファーゾーンを文化遺産地域とし、文化遺産の保存とその周辺地域の保全を同時にう知見を得ようとするものであり、この視点は、わが国の文化財保護行政に欠けていたものであり<sup>3)</sup>、その手法はわが国でも十分確立していないテーマである。

本稿は、世界遺産登録を契機にユネスコが主導する代表的な先行事例として、カンボジアのアンコール遺跡を取り上げ、文化遺産地域に対する規制内容より保全手法の一端を明らかにすることを目的とする。世界遺産の概要と登録の略史や管理体制（第2章）を踏まえ、文化遺産地域の保全手法として、具体的な規制内容（第3章）と地域社会への取組み（第4章）を整理し、途上国における同様の事例に対して示唆を得ようとするものである。

主な研究方法は、文化遺産地域保全に関する既往研究とユネスコから発行された資料の収集・分析、関係各所へのヒアリング調査<sup>4)</sup>と関連資料の収集・内容把握と、現地調査を採用している。

#### 1.2 本稿の位置づけ

世界遺産を契機とした文化遺産に関し、その保護の変遷に関する研究<sup>4)</sup>や、文化遺産地域における都市計画的な視点における研究<sup>5) 6)</sup>がわずかにみられる。また、先述通り、わが国の世界遺産においても、文化遺産地域に関する研究<sup>7)</sup>は、十分に行われているとはいひ難い。

一方、アンコールに関する研究は、遺跡自体の保存や修復に関する報告<sup>8)</sup>や研究<sup>9)</sup>の蓄積は多く、上智大学は早くから現地に入り<sup>10)</sup>、調査や人材育成にも貢献し、多くの業績を残している<sup>11)</sup>。また、本稿が主眼を置く文化遺産地域においては、バッファーゾーン設定経緯<sup>12)</sup>、その土地利用と権利<sup>13)</sup>、モニタリング<sup>14)</sup>、マネジメントなど実態に関する論考<sup>15)</sup>や、ユネスコ主導の功罪を言及したもの<sup>16)</sup>、また振興開発の視点からマスターplan<sup>17)</sup>も策定されている。しかし、遺跡といふいわば死んだ遺産の保存のために、生活空間を含む文化遺産地域の保全について、計画的視点から住民の生活空間に対する具体的な規制内容を扱った論考はなく、本稿の新規性をここに見出すことができる。

\*正会員・東京大学先端科学技術研究センター(The university of Tokyo)

\*\*正会員・東京大学大学院工学系研究科(The university of Tokyo)

## 2. 世界遺産アンコール

### 2.1 概要

アンコール遺跡は、カンボジア北西部のトンレサップ湖北にあった9~14世紀のクメール王朝時代の遺跡群である。1863年、森林と化した地は、フランス人により再発見され、1907年よりフランス極東学院が保存修復を始めた。しかし、1970年代、カンボジアは内戦により未曾有の混乱をきたし、アンコール遺跡にもその影響が及ぶ。沈静化した1990年代、世界遺産登録を契機により遺跡修復が再開され、アンコール・ワットやバイヨン寺院などを代表に、広域を統治した王朝の繁栄の地として、広く知られている。

### 2.2 世界遺産登録の歴史

1991年、カンボジアは世界遺産条約を批准した。同年、国連事務総長は国際社会に対し、アンコール救済を呼びかけた。翌年、アンコールは世界遺産に登録申請されるが、ユネスコは仮登録として3年の猶予期間に5項目の保護体制の整備を要請した。これにより、文化財保護法、保護機関として Authority for the Protection of the Site and the Management of Angkor Region (以下、アプサラ機構)、保存規制区域を設定した Zoning and Environmental Management Plan (以下、ZEMP)、国際協力によるモニタリング組織として International Coordinating Committee for the Safeguarding an Development of the Historic Site of Angkor (以下、ICC) が誕生した。これを受け、ユネスコはアンコールを正式登録とし、同時に危機遺産リストに記載した。<sup>18)</sup>

### 2.3 シャムリアップ州と文化遺産地域の現状

1994年の新生カンボジア誕生以降、徐々に経済・社会的開発を進めているカンボジアであるが、都市と農村の格差は拡大する傾向にある。アンコールのあるシャムリアップ州における観光産業の地域社会への恩恵は一部に限られ、州の職業別人口比では農民が85%であり<sup>19)</sup>、2008年の国勢調査からは成人識字率68%と、教育の課題もあげられる。一方、近年の観光需要は加速的に伸びており、アンコールの整備された国道6号線沿いには、大型ホテルが立ち並び、急激に伸びる観光産業従事を目的に、周辺地域から短期的な移住<sup>17)</sup>がみられ、州の人口は増加傾向にある。

文化遺産地域は、遺跡群を含む地域住民の生活空間であり、素朴な農村景観が展開するが、人口増加も確認されている(図1)。後述する管理体制により、規制や取組みがなされ、乱開発を抑制した懸念な保全が施されている。

### 2.4 世界遺産の管理体制

世界遺産の管理体制は、ICCによる国際協力によるモニタリングと、国内独立組織であるアプサラ機構による(図2)。また、10年に一度、カンボジア国王を名誉議長に、フランス・日本の共同議長、ユネスコを事務局にした政府間会議を開催している。ここでは、10年先を見据えた保全理念や方針を宣言として出しており、その時の関心事項の変遷が伺える。近年では「持続可能な開発」をテーマに、コミュニティといった地域社会に重点をおく指針が出されている(表1)。次に、ICCとアプサラ機構を概観する。

表1 政府間会議で出された宣言<sup>(2)</sup>

宣言の内容	
東京宣言 1993/10/15	①国際協力によるアンコールの保護と開発のカンボジア再建の重要性 ②カンボジア国民の責務、カンボジア国王のコミットメントがあつての国際協力 ③国際協力の緊急的必要性、国際協力の文化、社会経済、環境への配慮 ④資金・技術支援結集のための本会議 ⑤ユネスコなど国際機関の貢献への感謝 ⑥NGO やコミュニティ組織の貢献への感謝 ⑦各國や組織それぞのやり方を尊重 ⑧遺産の略奪や密輸に対する国際組織の協力要請 ⑨全てのカンボジア国民へ、専門家などからの指導と技術提供を希望 ⑩上記へ、他国や機関も協力した国際的な仕組みとして大使レベルで共同会議を開設 ⑪委員会はカンボジア代表と政府、国際機関により、NGOなどオブザーバー/カンボジア国王を名誉議長、フランスを事務局 ⑫委員会参加の国や機関から専門家を推薦し、検討会等適宜開催 ⑬2回目会議開催を承認
パリ宣言 2003/11/15	①カンボジア国王のコミットメントに対する賛辞 ②カンボジア政府の協力に対する賛辞 ③東京宣言に対する成功、フランスと日本、ユネスコへの感謝 ④カンボジアの機関、特にアプサラ機構へこれまでの取組みに対する賛辞 ⑤東京宣言に関する多くの質の高い達成に対する感謝、さらなる発展期待 ⑥共同の精神とともに、アプサラ機構の役割強化の下、ICC の国際協力のさらなる推進 ⑦持続可能な経済的発展、ハイヨン憲章など専門機関からの報告貢献のさらなる推奨 ⑧遺跡保存、環境保護、地図社会貢献のための新たなプロジェクト・支援を歓迎 ⑨ヨハネスブルグ・サミット(2002)での宣言にある「持続可能な開発」への努力強調 ⑩持続可能な倫理的観光が異文化尊重や平和連帯責任を増幅 ⑪持続可能な倫理的観光が貧困対策への手段へ、地図社会の介入、多様な有形・無形文化へ注目、教育・訓練・就職や文化的生活の機会提供 ⑫持続可能な開発のため断続的に ICC で経済・社会・環境全ての側面を議論し、世界遺産会議にも計画提出必要 ⑬国際専門家からカンボジア機関へノウハウ移転、大学レベル研修・研究推進へ貢献再認識、現地研修の全権アプサラ機構 ⑭アントワネット・国際資料センターへの既往研究や知識の蓄積推進 ⑮地震処理、略奪防止への感謝、今後も略奪防止に対する団結 ⑯世界の同時の地域に対するモデルになった、本組織がカンボジア人によって文化的アイデンティティを継承されるであろう ⑰3回目会議開催を承認
アントワネット・ 2013/12/5	①カンボジア国王のコミットメントに対する賛辞 ②カンボジア政府の協力に対する賛辞 ③プロジェクトの主としてアプサラ機構の取組み、コードィネートに対する賛辞 ④東京宣言・ハイヨン憲章に対する成功、ICC、フランスと日本への感謝 ⑤ユネスコとICC事務局の貢献に感謝 ⑥「持続可能で包括的な生きた遺跡としてのアンコールマネジメント」を主題にこれまで20年間の蓄積と、これから10年への示唆・実行の作成 ⑦プロジェクト策定段階に含まれる重要な複数のチャレンジを加味し、統合的で多角的アプローチにより ICC を国際推進する ⑧今後10年見越す「アンコール憲章」策定への満足、アジアの他地域での参照 ⑨持続可能な開発に対するアンコールの妥当性、今後10年へ、遺跡、水、森、文化的な黒脈、民族、持続性と、有形・無形文化への地図社会の必要性といった課題 ⑩国際専門家からカンボジア機関へノウハウ移転と大学レベル研修、アプサラ機構の人材育成プログラムの策定の必要性 ⑪公共や民間セクター主導の文化環境の保全と同時に影響を受けやすいコミュニティ開拓に貢献するための国内外の持続開拓プログラムの策定・実行の重要性 ⑫地図社会の关心や願望は、保護やマネジメント努力の基礎であり、利益は公平で平等に分配されなければならない ⑬略奪や密輸に対する努力認識、今後もこの重要な取り組みに対する国際協力と支援を要請 ⑭情報共有、モニタリング、国際技術基準へ追従した ICC の協力機能のさらなる進化 ⑮アプサラ機構の ICC の責任と主体となるようなさらなる責務拡大の提案 ⑯対立や自然災害などの危機に直面した遺産世界の同様事例に対し、参考されるような成功事例であると認識、さらに努力 ⑰ICC を支援する全ての人に感謝

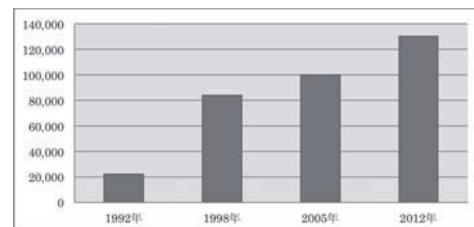


図1 文化遺産地域内の人口変化 (アプサラ機構)<sup>(3)</sup>

#### (1) ICC

フランス・日本の共同議長、ユネスコを事務局とし、本会と技術検討会の2回の会議が1年に開催される。国際機関やアプサラ機構など文化遺産地域における全プロジェクトの進捗報告や情報交換、専門委員による新規プロジェクトの採択決定や保存方法への助言などが行われる。参加は、事前申込みを行えば自由であり、質問などの発言ができる。

#### (2) アプサラ機構

1995年に特別立法によって設立されたアプサラ機構は、管理職を含む職員1,170人と公園内の労働スタッフなどを

加えた1,498人を抱える組織である（表2）。このアプサラ機構は、アンコールの規制区域の管理組織として政府から独立した組織であり、文化遺産地域（次章で述べるゾーン1と2）を直接管理している。昨年のアンコール宣言にもある通り（表1）、国際機関の主導から自立するためにも、アプサラ機構への期待は大きい。2008年以降、数多くの部署により運営されているが、徐々に拡大されたものである（図2、表3）。

近年の職員の属性を見ると、部署による職員の学歴の違いは大きく、いわゆるホワイトカラーの部署とブルーカラーの部署が混在している。職員数の最も多い部署は、約2割の職員を有する公安部で、文化遺産地域内の違法建築や森林伐採などに対する取締りを主な業務とし、2002年頃から配置されている（表3）。また、次章で述べる建築規制の許可などを担当するのは土地計画部で、大半が大卒以上の職員である1997年から関連部署がみられるが、現在の機能を満たす本格的な体制に整えられたのは、住民に向けた建築無料相談クリニックの開始やガイドライン作成着手、基準となるクメール住居の計画、RUN TA-EKの新規住宅地計画と、活動が活発化した2004年頃と窺える（表3）。

また、1994年の活動報告書<sup>21)</sup>には、「住民による不法密輸や盜掘対策と共に「遺跡周辺の住民は非常に重要であり、遺跡の自然や文化環境の保護に関連する文化的景観の一部である」<sup>18)</sup>とされ、早い段階から住民への注力が確認できるが、それらはボランティア支援を継続する小規模な取組みであった。近年では、多くの取組みが見られる（4章）。

表2 アプサラ機構職員数（2014.2時点、アプサラ機構<sup>3)</sup>）

部署	管理職	大卒	高卒	サポート	小計	労働スタッフ	合計
遺産保全(内)	3	53	20	10	86	22	108
観光開発	4	38	117	29	188	149	337
土地計画	3	58	13	6	80	3	83
農業	3	22	6	2	33	16	49
水	1	26	6	6	39	14	53
森林	7	40	3	6	56	57	113
公安	4	5	0	196	205	0	205
文化	2	52	48	8	110	10	120
都市遺産	2	11	1	3	17	0	17
遺産保全(外)	4	14	14	11	43	57	100
管理	6	38	26	58	128	0	128
経理	4	17	10	33	64	0	64
広報	2	20	1	2	25	0	25
技術支援	3	29	3	6	41	0	41
国際研究資料	2	11	0	1	13	0	13
コミュニティ	1	4	0	1	6	0	6
管理2	14	12	1	9	36	0	36
合計	65	450	269	387	1170	328	1498

表3 文化遺産地域の規制と地域社会に関する事項<sup>(4)</sup>

年	主な出来事	文化遺産地域の規制と地域社会に関する事項抜粋(年間活動報告書より)
1992	世界遺産申請→3年以内に5つの条件要請の上で仮登録	—
1993	第1回アンコール遺跡監査調整会議(ICC)開催	—
1994	ZEMP 採択	遺産保護監査或(盗賊防など取締)、国連ボランティアプログラム(UNV)のコミュニティ参加プロジェクト承認
1995	アプサラ機構設立、文化遺産保護法実現→世界遺産正式登録(1992年)・危機遺産	アプサラ機構が伝統文化学習からコミュニティ開発、全プロジェクトから1%の村・住民支援(1994承認)
1996	遺産保護監査(環境保動、UNVのコミュニティ参加PJはフィリピンでの成功手法を活用・環境重視から森林伐採を注視	村民調査で課題(灌漑用水・飲み水、収入・調理燃料、出産)と規制内容の不明瞭さ指摘
1997	アプサラ機構に3部署設置(都市関係・2人の常勤建築士にて建築監督・都市開発	アプサラ機構にて建築監督・都市開発

1998	アプサラ機構(都市関係・地方行政の都市開発担当・共同・建設可申請進歩・地方政府へ(3000cm以下/それ以上は省)、国道6号沿とアンコール公園入口付近のホテルゾーン規制)、旧市場場の建築規制)、遺産保護警察(交通整理、観光客保護)
1999	未記載なし(UNESCO 確認済み)
2000	アプサラ機構が5部署に(都市開発部・アンコール観光都市整備、遺跡考古古部・遺産保護と観光者向け施設用地の遺跡状況管理、経済社会部・コミュニティ参加プログラム、文化部・遺産保護警察(事件減少するも警備地区外で発生、要継続)、持続コミュニティ参加)
2001	ホテルゾーンの建築規制
2002	アプサラ機構の都市開発部(道路、川岸整備)、ゾーン12のコミュニティ拡大深刻課題(無断森林伐採、遺産保護警察(予算・教育不足)、アプサラ機構と州合同委員会警備体制(無断建築など違反行為))
2003	遺跡考古部門の2つの課題(水害、森林、コミュニティ参加)、10年前に比で盗難被害劇的改善、ISO14001環境保護プログラム開始、アンコール公園における合同警備合意(州、アプサラ機構)と首相からの違反取締令
2004	危機遺産リストから削除
2005	アプサラ機構の都市開発部(道路、川岸整備)、ゾーン12の住民の関心強化(東)違反建築行為増加へ対策、ゾーン12内規制シフレットモービル住宅区画、追建建築削減(費用工事)、コミュニティに建設可申請承認マ、マネジメントプランとコミュニティ開発PJ開始、持続開発
2006	環境マネジメントシステム ISO14001認証取得
2007	ゾーン12保護(違反建築)対策強化、無形文化の保護、コミュニティ参加、建設工事後検査開始
2008	コミュニティ「遺産とともに生きる」プロジェクト、農業開拓、地政住民教育

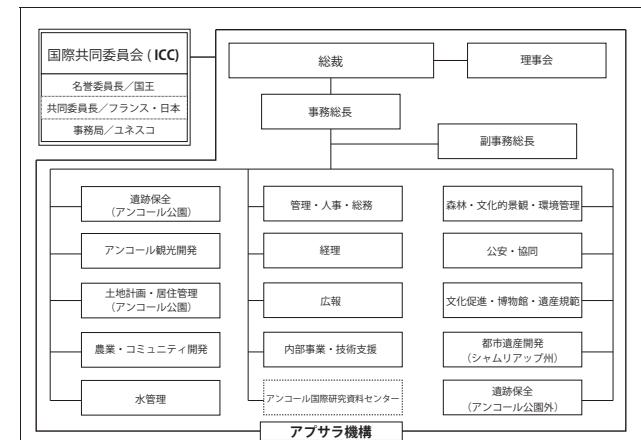


図2 アンコールの管理体制（アプサラ機構提供資料<sup>3)</sup>より筆者作成）

### 3. 規制

#### 3.1 ZEMP

##### (1) 計画の理念

ZEMPは、世界遺産登録後の1992年から1994年に作成された、考古遺跡の保護、適切な観光業の導入と農業・森林・都市活動の生態学的持続開発促進を目的とした計画である。ZEMPの策定には、歴史・考古学・建築保存・水文学・生態学・生物保全・農学・農村開発・社会人類学・観光開発・都市交通計画・公園計画・法学といった多分野からの専門家が関わっており、国立公園と保護地域における最新の計画とマネジメントの手法を統合した、文化と自然の統合的で持続可能な開発保護計画と言えよう。また、「開発行為は地域における価値を基本としなければならない」など、10の持続可能な開発基準を掲げている。文化遺産地域は、「適切な規制は、バッファーあるいは『サポート』ゾーンが保護地区の十分な規制管理がなされてはじめて達成する」とされ、「これにより、コアゾーンとそのサポートゾーンを統合的に管理することができる」とし、遺産と文化遺産地域の統合に、自然に着眼した計画がなされた。<sup>22)</sup>

## (2) 5つのゾーン設定 (図3,4)

Zone 1: 遺跡

Zone 2: 遺跡周辺地域 (バッファーゾーン)

Zone 3: 河川およびその周辺の文化的景観保護地域

Zone 4: 考古・人類・歴史的学問心地域

Zone 5: シャムリアップ／アンコール地域の社会・経済・  
文化的開発ゾーン (図3)

ZEMPは、1994年に正式に採択され、現在もこれを基に運用されている。また、1995年には文化遺産地域外に、観光開発のためホテルゾーン<sup>23)</sup>も設定された。

一方、各境界策定の根拠は、遺跡などからの固定距離によっており、既往研究では、この設定が実際の土地利用や既成の物的空間に合っていないことが指摘されている<sup>12)</sup>。

## (3) 運用・管理

1994年5月には、「ゾーニング規制と遺跡保存のための運用ガイドライン(以下、運用ガイドライン)<sup>24)</sup>」が示され、各ゾーンの規制と運用が規定されている。アプサラ機構は、ゾーン1と2(合計40,100ha、本稿の文化遺産地域)を直接管理し、その他のゾーン内の建築や整備は、州政府の都市計画課が管轄し、アプサラ機構は助言などを行っている。

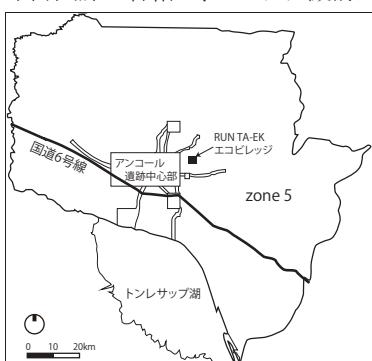


図3 全体図  
(引用<sup>25)</sup>より筆者作成)



図4 アンコール遺跡中心部 (引用<sup>24)</sup>に凡例筆者加筆)

## 3.2 文化遺産地域における運用管理

次に、文化遺産地域としてアプサラ機構が管理するゾーン1、2における管理運用より、その保全手法を見ていく。この文化遺産地域40,100haには、多くの遺跡群と人口約13万人、約2万4千世帯が生活する112集落が含まれる<sup>3)</sup>。

### (1) 運用ガイドライン

運用ガイドラインは、基本的に遺跡保存を目的にされているが、それに関連する観光や地域住民に関する事項も明記されている(表4)。ここでは、地域住民に対する項目に着眼し、その規定内容を確認する。

地域住民に関する事項は、17条と他条における行為に関する禁止・要請事項により規定されている。ゾーン1では開発が禁止され、居住も消極的に禁止されており、住民の移転に対するサポートも言及され、エコビレッジ開発(4章)が行われているが、強制移転には及んでいない。ゾーン2では開発が禁止されるも、地域住民の生活様式を保存するための行為は例外とされ、地域社会に必要な施設の開発支援や地域生活と関連した小規模な観光客向け施設は奨励されている。一方、全ての古い集落は保存されることが明記されているが、その拡大は禁止され、現状変更による新築は「伝統様式」であることが求められる。

また、15条の景観マネジメントでは、農耕景観に関する規定がある。ゾーン1では、伝統的な水田が形成された土地利用を維持すること、ゾーン2では、より高い商品価値のある作物の栽培が推奨され、前者では景観優先の保全を、後者では効率を上げる変更を容認した内容になっている。土地利用は規制に対し、地域住民の生活向上、いわば「ベネフィット」をも念頭においていた運用が規定されている。

表4 運用ガイドライン<sup>24)</sup> (筆者和訳)

第一部 ゾーニング規制	第二部 規制/ゾーンの方針
1条 ゾーニング規制	8条 開発に関するガイドライン
2条 5つのゾーン	9条 考古学
3条 ゾーン1	10条 観光へのマネジメント
4条 ゾーン2	11条 観光施設
5条 ゾーン3	12条 文化遺産の説明
6条 ゾーン4	13条 採石
7条 ゾーン5	14条 水マネジメント
	15条 景観マネジメント
	16条 自然資源マネジメント
	17条 地域住民
	18条 バゴダ
	19条 工業・商業
	20条 電気供給
	21条 環境意識
	22条 トレーニング
	23~25条 最終条項

### (2) 現状変更

文化遺産地域の住民は、アプサラ機構の許可により、既存家屋の改修・修理と建替えが認められる<sup>26)</sup>。これら現状変更に対する運用は、運用ガイドラインにも定められておらず、筆者によるアプサラ機構へのヒアリング<sup>3)</sup>と提供資料によるものである。建替えの第1の条件は、いつからその家屋が存在したかの確認である。2000年以降の家屋に対しては、建替えを認めておらず、審査においては、1998年、2004年、2013年の地図や航空写真を用いて、家屋状況を確認する。次に、家族の実態調査となる。基本的には外部への売買が認められておらず、私利目的の商業用途は厳しく禁じられている<sup>26)</sup>。これらの条件を満たした上で、住居の計画となる。アプサラ機構は、あらかじめいくつかの住居モデルを作成しており、申請者の要望に対し、無料で計画図を作成する。

住居のデザインは、高床式の伝統的なクメール様式(特に高床式)を取り入れることが必須条件となっており、一般的な家屋の建設は禁止されている。最高高さは、7.5mとされる(図5)。一方、家族の実態から、増床の必要性が認められる場合、現状よりも大きく建設することが許可される。また、モデル家屋のカタログには、全ての床を高床式とするいわゆる伝統的なクメール様式のモデルの他に、一

部分を高床式にしたモデルも見られた。アイコンとなるデザインを取り入れることで、伝統的な家屋を解釈し、近代生活様式にも対応させていると言えよう。その他、屋根の白色禁止など色彩に関する基準や、敷地境界フェンスの高さに関し、正面 75cm 以下（但し、全面に植栽を施す場合は 1.5m）、その他 3 方は 1.5m 以下といった基準もある。

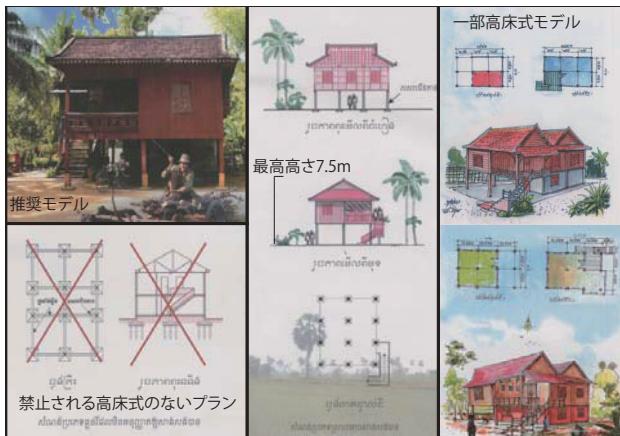


図5 デザインガイドライン一例（アプサラ機構提供冊子<sup>5)</sup>引用）

### (3) 許可申請と違反建築

全ての建設にはアプサラ機構の許可が必要となり、許可の無い建設は厳しく対処される<sup>27)</sup>。許可申請は、近年では年間千件を越え、その数は増加傾向にあり概ね半数が許可されている（図6左,7）。一方で、取締件数は近年千件未満であり、その数は減少する傾向にある（図7）。内容を見ると、ほぼ全ての違反建築が中止され、大半は自らによる取壊しにより、現状が維持されている（図6右）。しかし、3度以上の警告にも聞き入れられなかった場合、アプサラ機構はその建築主を訴える手段をとり、司法判決に委ねる。

以上より、建築申請数の増加の背景には、取締りの強化があることから、現在のアンコールの文化遺産地域の保全は、取締りに大きく起因していることが推測できる。

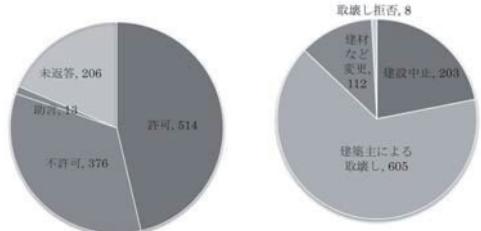


図6 許可申請（左）と違反行為に対する措置（右）<sup>28)(2010)</sup>

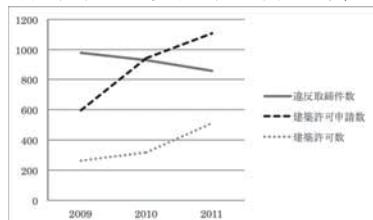


図7 取締件数と建築申請数およびその許可数<sup>6)</sup>

## 4. 地域社会への取組み

### 4.1 新規住宅地開発

3章2項（1）で見た運用ガイドラインにある、文化遺産地域内から地域外への移住をサポートする取組みが、RUN TA-EK のエコビレッジ開発で進められている。アンコール遺跡中心部の東に位置し（図3）、政府が 1,012ha の敷地を買収した。農業、手芸、エコ・ツーリズムによる仕事と、学校や宗教施設なども含め、生活がエコビレッジ内で完結することを意図した計画を反映し、「エコビレッジ」と名付けられた。5千人、850家族が想定されたが、2014年現在は 70 家族が実際に生活している。中心部からも遠く、クメール様式の伝統家屋が等間隔で建ち並ぶ様は、文化遺産地域に見られる景観とは程遠い（図8）が、文化遺産地域の健全な保全には必要な開発であった。<sup>3)</sup>



図8 RUN TA-EK エコビレッジ（2014.3 筆者撮影）

### 4.2 持続可能な開発に向けて

2003 年のパリ宣言（表1）以降、「持続可能な開発」が大きなテーマとして掲げられている。2007 年には「アンコールマネジメントプラン」<sup>29)</sup>が、昨年は「アンコール遺産管理フレームワーク」<sup>30)</sup>が完成し、今後これらに沿って計画を実行することとなる。遺産保存など中心となる 4 つの優先プロジェクトのひとつが、地域住民に向けたものである。地域住民が主体となるプログラム、教育・生活向上支援、伝統文化継承が掲げられている。

昨年の「アンコール宣言」にも見たが、地域社会を尊重する姿勢は、アプサラ機構によるこれまでの取組みにも垣間見ることができる。「無形文化の保存と開発のためのガイドライン」<sup>31)</sup>策定、「BANTEAY SREY コミュニティ・ツーリズム」<sup>32)</sup>の取組み、2009～2011 年に日本ユネスコ協会連盟と共同した、遺跡の「塗り絵」教室と遺跡への訪問プロジェクト<sup>33)</sup>、2012 年の「僧侶との文化遺産に関するワークショップ」<sup>34)</sup>、「KUTISVARA コミュニティ」<sup>35)</sup>で行った農業生産向上指導などが一例である。

2012 年に採択された「アンコール憲章」<sup>36)</sup>は、これまで培った文化遺産保存技術の集大成とも言えるが、一方では、文化遺産地域保全に向けた総合的なマネジメント計画が立てられ、現在その目標に向けて実行していく段階にある。

## 5. まとめ

以上、アンコール遺跡における文化遺産地域の住民の生活空間における規制内容の考察から、本稿のまとめとして、保全手法を図9に記した。

土地利用規制に対しては、生産力の向上など近代技術を

用いた「ベネフィット」の支援による生活向上と、規制区域外への移転オプションをつくることによる生活スタイルの選択を、地域住民に与えていることがわかった。住居の現状変更に対しては、伝統様式住居のモデルプランをあらかじめ持つことで一定のデザインを誘導していること、家族状況を踏まえた規模の変更や近代的生活の導入を許容する手法がとられていることがわかった。

一方、現在の保全の背景に、違反行為の取締りがあることが実態としてわかった。文化遺産地域の「持続可能な開発」による保全に向け、これから本格的に行われようとしている地域社会に向けた取組みは、この違反行為の取締りを代用するような、地域住民の理解の上の保全となることが、本質的な課題と言えるのかもしれない。

本稿では、アンコール遺跡を例に、文化遺産地域の規制内容から保全手法を見てきたが、今後も予想される途上国における同様の事例に対し、一定の示唆を得られたものと考える。しかし、その方法論の構築までには及んでおらず、同様他地域の事例を踏まえ、今後の課題としたい。

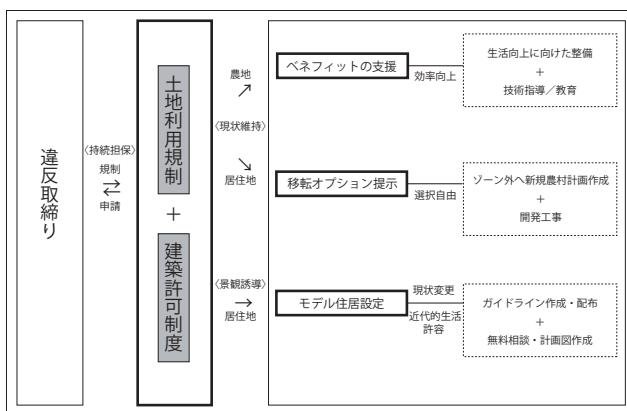


図9 アンコール遺跡の文化遺産地域保全の現状

（謝辞）本研究は、平成25年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業」により行いました。日本ユネスコ協会連盟東京・カンボジア事務所の皆様、ヒアリングを快諾頂いた皆様に、感謝申し上げます。

#### 補注

- (1)2014.3.18 アプサラ機構土地計画・居住管理部副部長 KHUON Khun-Neay 氏、3.19 上智大学遺跡修復工事長三輪悟氏、3.20 JST(Joint Support Team for Angkor Preservation and Community Development)広報担当 島田麻里子氏、3.24 UNESCO カンボジア事務所 ICC 担当 Bun Hok Lim 氏へヒアリングを行った。
- (2)参考文献18とユネスコ提供資料に基づき、筆者が要約し和訳した。
- (3)2014.3.18 行った筆者によるアプサラ機構土地計画・居住管理部副部長 KHUON Khun-Neay 氏へのヒアリングで知り得た内容と、提供された資料に基づく。
- (4)1994年から1998年までのICCが作成した「年間活動報告書」、2001・2002年のICC「技術検討会」資料にあるアプサラ機構作成「年間活動報告書」、2003年から2008年のICC「本会」資料にあるアプサラ機構作成「年間活動報告書」を参照し、主要項目を抜粋して英訳し作成した。
- (5)2014.3.18 行った筆者によるアプサラ機構土地計画・居住管理部副部長 KHUON Khun-Neay 氏へのヒアリングで提供された小冊子から引用した。原本は、A4版の三つ折りで、クメール語で書かれた小冊子である。住居、境界、寺院の色彩など別に作成されている。

(6)2009年から2011年までのICCがまとめた「本会」資料にある、アプサラ機構作成「年間活動報告書」を参考し、筆者が作成した。

#### 参考文献

- 1) 田中俊徳 (2009) 「世界遺産条約におけるグローバル・ストラテジーの運用と課題」、人間と環境、35(1), pp.3-13,
- 2) 日本国政府編 (2012) 「世界遺産条約採択40周年記念最終会合報告書」
- 3) 西村幸夫 (2004) 「都市保全計画」, p.818, 東京大学出版会
- 4) 菊地淑人 (2012) 「『世界遺産』の棚田をめぐる国際的・国内的保護の変遷 フィリピン・イフガオの棚田と伝統的文化空間の保護に関する研究その1」、日本建築学会計画系論文集, 77(679), pp.2265-2270
- 5) 菅野博貢他 (1993) 「タイ中北部スコータイ歴史公園開発における地域コミュニティ整備に関する一考察」、日本都市計画学会学術研究論文集, pp.433-438
- 6) 鈴木伸治他 (1995) 「ミャンマー中部バガン遺跡における保全都市計画に関する考察 (その2)」、日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.35-36
- 7) 宗曉晶他 (2010) 「『琉球遺産群』のパッファーゾーン及びその周辺地域における景観形成と保全について—首里城跡、中城城跡、斎場御嶽を事例として—」、日本建築学会計画系論文集, 75(652), pp.1463-1470
- 8) 松岡裕祐他 (2002) 「日本の東南アジアにおける文化遺産保護活動の情勢報告」、日本建築学会関東支部研究報告集, pp.569-572
- 9) 日本国政府アンコール遺跡救済チーム (2005) 「バイヨン寺院全域の保存修復のためのマスター・プラン」pp.279-606 財団法人日本国際協力センター
- 10) 遠藤宣雄 (2006) 「上智大学アンコール遺跡国際調査団の25年史」、カンボジアの文化復興, 22, pp.111-144
- 11) 上智大学アンコール遺跡国際調査団 HP, <http://angkorvat.jp/>, 2014.1入手
- 12) Josephine Gillespie (2012) 「Buffering for conservation at Angkor: questioning the spatial regulation of a World Heritage property」, International Journal of Heritage studies, 18(2), pp.194-208
- 13) Josephine Gillespie (2009) 「Protecting World Heritage: Regulating Ownership and Land Use at Angkor Archaeological Park, Cambodia」, International Journal of Heritage studies, 15(4), pp.338-354
- 14) Roland Fletcher, Ian Johnson, Eleanor Bruce and Khuon Khun-Neay (2007) 「Living with heritage: site monitoring and heritage values in Greater Angkor and the Angkor World Heritage Site, Cambodia」, World Archaeology, 39(3), pp.385-405
- 15) Brigitte Hauser-Schaublin, ed. (2011) 「World Heritage Angkor and Beyond」, Universitätsverlag Göttingen
- 16) 田代亜紀子 (2002) 「東南アジア地域におけるユネスコ文化遺産保存協力－アンコール遺跡における事例を中心に」, KGPS Review, 1, pp.59-70, 関西学院大学
- 17) 財団法人国際開発センター他 (2006) 「カンボジア国シェムリアップ／アンコール地域持続的振興総合計画調査」、ファイナル・レポート など
- 18) ICC for Angkor (2013) 「20 years of international cooperation for conservation and sustainable development」
- 19) Socio-Economic Profile, Siem Reap Province, 2002
- 20) ICC (2011) 「Eighteenth plenary Session English」, p.92
- 21) ICC (1992) 「Report of activities」, p.35
- 22) Jonathan Wager (1995) 「Developing a strategy for the Angkor World Heritage Site」, Tourism Management, 16(7), pp.515-523
- 23) Sub-decree concerning the Hotel Zone, 79/ANKR/PK, 13 October 1995
- 24) Royal Decree establishing Protected Cultural Zones in the Siem Reap/Angkor Region and Guidelines for their Management, 001/NS, 28 May 1994
- 25) APSARA, Royal Government of Cambodia (1998) 「ANGKOR Past, Present and Future」, p.192
- 26) Decision of the Royal Government of Cambodia No.70/SSR dated November 16, 2004 on determination of standards for utilization of land in zones 1 and 2 of Siem Reap/Angkor sites
- 27) Order of the Royal Government of Cambodia No.02/BB dated June 23, 2004 on cessation and eradication of anarchical activities in the Angkor Archaeological Park of Siem Reap Province
- 28) ICC (2010) 「Seventeenth Plenary Session」, pp.90-93
- 29) APSARA (2007) 「Angkor Management Plan」
- 30) APSARA (2013) 「Angkor Heritage Management Framework」
- 31) APSARA (2013) 「GUIDELINES Safeguarding Intangible Cultural Heritage within the Angkor World Heritage Site and other Sites under the Jurisdiction of APSARA Authority」
- 32) APSARA 「BANTEAY SREY COMMUNITY TOURISM」 発行年不明
- 33) APSARA (2012) 「Angkor Charter」